

沖縄県立離島児童生徒支援センター（群星寮） 寮生心得

I 目標

寮生は、自らの自己実現を図るため、集団生活の中で次に掲げる目標の達成に向けて努めなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を習得し、豊かな情操と道徳心を高めるとともに、健やかな身体を獲得すること。
- 2 自他の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を高め、自主及び自律の精神を習得するとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を身に付けること。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を身に付けること。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を身に付けること。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた郷土を愛するとともに、他者を尊重し、社会の平和と発展に寄与する態度を身に付けること。

II 基本心得

【自立・自律】

- 1 寮生は、身の回りのことを自立して行い、生活のために必要な習慣を身に付けること。
- 2 寮生は、自らを律して生活を営むことで、誘惑に負けない健全な精神を身に付けること。

【集団生活】

- 3 安心で安全な集団生活を営むために、他者の存在や人権等を尊重し、節度ある言動を心がけるとともに、寮内の秩序の維持・向上に努めること。
- 4 潤いに満ちた集団生活を営むために、自他の心身を気遣い、支持的・支援的な言動を意識するとともに、他者への感謝の気持ちを忘れないこと。
- 5 主体的に取り組む共同的な集団生活の中で、自他の特徴や能力が発揮できるよう、寮生相互による承認的な言動で認め合い、絆を深めることに努めること。

【自己実現】

- 6 寮生は、学習並びに運動の習慣の確立を図り、社会と主体的・建設的に関わる自身の将来像を模索するとともに、その実現に向けて努めること。

III 生活・日課

【起床・就寝・点呼】

- 1 平日は6:00、土曜日・日曜日・祝日は6:45までに起床すること。
- 2 消灯時刻23:00までに就寝すること。
- 3 就寝する際には、窓の施錠を徹底すること。
- 4 点呼は原則として朝、夜の2回行う。
 - (1) 朝の点呼は、起床後、1階事務室前にて行う。
平日(4階の寮生6:00、3階の寮生6:15、2階の寮生6:30)、土・日・祝日(4階の寮生6:45、3階の寮生7:00、2階の寮生7:15)。
 - (2) 夜の点呼は、閉門(21:00)後、各学習場所にて行う。
- 5 消灯後は、談話室の使用及び他の寮生の舎室への出入りを禁止する。
- 6 消灯後、舎監等に用がある場合には内線(事務室:101~103, 舎監室1:104, 舎監室2:105)へ連絡し、用件を伝えること。

【開門・出寮・帰寮・閉門・帰省・外泊】

- 7 6:00に開門する。ただし、部活等の理由により、開門時刻前(5:45以降)に寮を出たい場合は、事前に保護者等の要請、承認を得て、舎監等の指示に従うこと。ただし、行事や大会等のため、やむを得ず5:45より早い時間に出寮しなくてはならない場合は、事前に保護者等の要請、承認を得て、当日の送迎またはタクシーを利用して出寮すること。
- 8 平日は遅くとも8:15までに寮を出し、余裕を持って登校すること。欠席する場合は、8:30までに保護者等から学校と寮へ連絡してもらうこと。
- 9 早めの帰寮を心がけ、清掃や洗濯を行い、20:00からの自主学習時間の確保に努めること。
- 10 閉門時間(21:00)までの帰寮を厳守すること。
- 11 正当な理由にて帰寮遅延する場合は、事前に「帰寮遅延許可願」を提出し、舎監等の許可を得る。その際、保護者等との電話確認が(家族や親戚等以外の方と帰寮遅延する場合は、成人の同伴責任者との確認も)必要である。
- 12 事前申請済の通塾により、帰寮が22時を超える事は原則として認めない。22時を過ぎる場合には、成人の付き添いのもと帰寮すること。
- 13 正当な理由にて帰省または外泊する場合は、事前に「帰省・外泊許可願(欠食届)」を提出し、舎監等の許可を得る。その際、保護者等との電話確認が(家族や親戚等以外の方と外泊する場合は、成人の同伴責任者との確認も)必要である。
- 14 「帰省・外泊許可願(欠食届)」は、1週間前までに提出すること。

【朝食・夕食】

- 15 朝食は、平日は6:00~8:00(食器下げ8:00)の間に摂ること。
- 16 夕食は、18:00~19:30(食器下げ19:50)の間に摂ること。ただし、部活等で帰寮が遅くなる場合には、21:00(食器下げ21:00)まで延長することができる。
- 17 寮食を欠食することを事前に把握している場合(外泊・帰省等)は、保護者等の承認を受け、所定の様式(帰省・外泊許可願(欠食届))を1週間前までに舎監等に提出し、届け出ること。
- 18 体調不良等により当日に欠食を希望する場合は、速やかに舎監等に申し出ること。
- 19 食事はマナーを守り、感謝の念を持って食堂内で摂ること。
- 20 食事を食べ終えたら速やかに食器を片付けること。携帯電話・スマートフォン等は、食器返却後に使用すること。
- 21 偏食の矯正に努めるとともに間食はできるだけ避けること。
- 22 調理関係者の指示・指導等には素直に従い、礼を失することがないように留意すること。
- 23 食事の受取、食後の片づけ等は各自で行うこと。
- 24 食器を片づける際には、同種の食器類をまとめておき、片づけやすいように心がけること。
- 25 食堂は常に清潔に保ち、衛生には十分注意すること。
- 26 許可無く調理区域内へ立ち入らないこと。

【入浴】

- 27 学習時間中(21:15~22:00)及び就寝時間(23:00~06:00)の入浴は原則禁止する。部活等で遅れたことで学習時間中に入浴を希望するものは、必ず舎監等の許可を得ること。
- 28 多くの寮生が利用するため各自の入浴時間、及び後始末(汚れを落とす・足ふきマットを乾かす等)に留意すること。
- 29 次の行為を禁止する。
 - (1) シャワー室での洗濯
 - (2) 入浴道具等の貸借及び、放置
 - (3) 湯水の無駄使い
 - (4) 廊下等を濡らす行為

【洗濯】

- 30 就寝時間における洗濯機・乾燥機の使用を禁止する。
- 31 全寮生が使用できるように、洗濯はできるだけ少ない回数で済ませるようにすること。

- 32 洗濯機・乾燥機は能率良く使用し、節水・節電に努めること。
- 33 洗濯機・乾燥機の手入れ、洗濯室の整理整頓に努めること。
- 34 洗濯物は途中で放置せず、各自のベランダにきちんと干し乾燥させること。それでも乾燥が間に合わない場合にのみ、乾燥機を使用すること。
- 35 他の寮生の洗濯物が残っている場合は、共有カゴに保管すること。
- 36 備品の共有カゴは、洗濯室から持ち出さないこと。

【清掃】

- 37 環境美化を常に心がけ、各自の寮室及び分担区域は責任を持って清掃を行うこと。必要に応じて臨時に清掃時間を設定することがある。
- 38 寝具、衣類等は常に清潔に保ち、特に寝具は休日に日光消毒を心がけること。
- 39 寮内は常に清潔に保ち、整理整頓を心がけ、衛生的な環境作りに努めること。
- 40 ゴミの分別は、以下の通りとする。（那覇市の分別基準に従う。）
 - (1) 燃やすゴミ（生ゴミ類、紙類、繊維類、プラスチック製品、ゴム製品、CD類）
 - (2) 燃やさないゴミ（金属を含むもの、ガラス製品、陶器類、傘）
 - (3) 乾電池、有害・危険ゴミ（蛍光灯、刃物類、割れたガラス）
 - (4) 資源ゴミ
 - ① ペットボトル（ラベルとキャップは燃やすゴミ）
 - ② 缶類（スプレー缶は中身を必ず使い切る）
 - ③ ビン類（フタがプラスチック・コルク類の場合⇒燃やすゴミ、金属の場合⇒缶類）
 - ④ 雑紙・本類（新聞紙、チラシ、段ボール、紙パック等）
 ※ 資源ゴミに出さない紙類⇒燃やすゴミ
 - (5) 粗大ゴミ（自転車、家具類等）については、各自で那覇市へ回収依頼をし、費用は自己負担とする。

【学習】

- 41 各自で学習計画を立て、学力の向上及び進路目標の達成に努めること。
- 42 予習にて考える力を育み、復習にて記憶の定着を図ること。
- 43 学習時間中は他者の集中力を妨げないよう静かに行き、姿勢も正して行うこと。ただし、学び合いは本寮の目指すところであるため、疑問・質問等がある際にはその解決に向けて積極的に行動すること。
- 44 学習時間（2時間）を確実に確保できるよう、食事・入浴・洗濯等は計画的に行うこと。
- 45 2・3年生は自室での学習を主とする。1年生は9月までは学習室・交流室での学習を主とし、10月以降は自室での学習を認める。また、9月以前であっても以下の場合、舎監等の許可を受け、自室で学習することができる。
 - (1) 中間考査・期末考査・学年末考査及び追試験
許可期間：開始1週間前から終了前日まで
 - (2) (1)以外のテスト等
許可期間：開始3日前から終了前日まで
 - (3) 学校感染症
許可期間：発症から再登校を許可されるまで
 - (4) 風邪・体調不良等
許可期間：当日
 - (5) その他舎監等が許可した場合（例：英語の発音練習等）
許可期間：当日
- 46 学習時間中は、以下の事項を守ること。守れない場合は、一定期間自室での学習の許可を取り消す。
 - (1) 自室にて学習する場合は、舎室を施錠しないこと。
 - (2) 学習に専念すること。ただし、学習以外のことを行いたい場合は、必ず舎監等の許可を得ること。

- (3) 談話室で学習を行わないこと。
- (4) 複数の人数で学習を行う必要がある場合は、学習室を利用すること。
- (5) 他者の学習を決して妨げないこと。（他者の舎室への出入り、音楽、電話、おしゃべり、雑音等）
- 47 学習時間中のインターネットの使用は原則禁止する。ただし、調べ学習等で活用したい場合、もしくはWeb上での学習教材（eラーニング、オンライン講座、反転授業教材等）を使用したい場合は、そのつど舎監等の許可を得ること。
- 48 学習時間中の携帯電話・スマートフォン等の使用は禁止する。ただし、音楽機器として活用する際には、音楽の種類及び学習内容等を照らし合わせ、学習効果が現れるよう、その種類・内容等を十分に吟味し、舎監の許可を得ること。
- 49 学習時間中は菓子類の摂取を禁止する。

【自転車等車両】

- 50 自転車の所持を希望する場合は、本寮にて自転車登録を行い、指定する自転車置場に駐輪すること。
- 51 駐輪をする際は、盗難等に十分に気をつけて2重ロック等の防犯措置を行うこと。
- 52 所有する自転車は定期的に安全点検を行うこと。
- 53 自動車・バイク等を所持しないこと。また、保護者・親族等以外の友人・先輩等が運転する自動車・バイク等に同乗し、本寮へ乗り入れることも禁止する。
- 54 学校から自動車・バイク等の免許取得許可を得たとしても、学校の校時中に学校を抜け出し、自動車教習所へ通うことはしないこと。

【持ち込み品】

- 55 入寮する際には、次の物を持参すること。
 - (1) カーテン（100 cm×178 cm（2枚セット）で遮光性・防火性のあるもの（レース地は不可）
 - (2) 寝具類（布団・掛け布団・毛布・枕）
 - (3) 衣類及びハンガー
 - (4) 学習用具類
 - (5) 洗面用具類
 - (6) 雨具
 - (7) タオル・雑巾類
 - (8) 室内用スリッパ
 - (9) 洗濯用洗剤
 - (10) 洗濯カゴ
 - (11) 洗濯干しロープ
 - (12) 洗濯干し用ハンガー・ピンチハンガー
 - (13) 解熱剤（必須）・常用薬品及び常備薬（必要な人）
 - (14) 健康保険証
 - (15) 体温計
 - (16) 寮室内で使用するティッシュ等
 - (17) お箸・スプーン等
 - (18) 扇風機（必要な人）
- 56 次の物は、寮内に持ち込み禁止とする。
 - (1) 火気類（ライター、ロウソク、アロマキャンドル、お香、カセットボンベ等）
 - (2) 公序良俗にふさわしくない図書類
 - (3) 炊事用具類
 - (4) テレビ機器
 - (5) ゲーム機器
 - (6) オーディオ機器（イヤホン・ヘッドホンを除く）
 - (7) アイロン
 - (8) ヘアアイロン
 - (9) 暖房器具
 - (10) その他寮生活に不要なもの、ふさわしくないもの
- 57 携帯電話・スマートフォン・学習に必要なパソコン等以外の電化製品類を寮内に持ち込む際には、舎監長の許可を受けること。
- 58 自分の持ち物には必ず記名し、他人の物を無断借用しないこと。
- 59 自分の持ち物を共用部分に放置しないこと。
- 60 貴重品は常に携帯するか、食堂の個人ロッカーに保管するなど、盗難に対しては十分注意すること。

【その他】

- 61 塾や習い事等に通う場合は、舎監長に申し出ること。
- 62 アルバイトは所属校の校則及び寮生指導細則に従うこと。決定後は、舎監長へ報告すること。
- 63 寮生は勝手に他人の部屋に入ったり、許可なく舎室を替わったり、貸したりしてはいけない。
- 64 寮生以外の者が寮内へ無断で立ち入ることを固く禁止する。寮生は、寮生以外の者を寮内へ導いてはいけない。
- 65 スマートフォン等の音量を大きく上げる、騒々しく立ち回る等、他者に迷惑を掛けることは厳に慎むこと。
- 66 金銭の貸借、物品の貸借及び売買等はしないこと。

- 67 ヘアアイロンは、「使用許可願」の提出により持ち込みを許可するので、使用方法や保管方法を厳守すること。
- 68 寮内外を問わず、次の行為を固く禁止する。
- (1) 暴行・脅迫・恐喝行為 (2) いじめ (3) 窃盗 (4) 賭博 (5) 違法薬物の所持・摂取
- (6) 薬品類等の不健全な使用 (7) 飲酒・喫煙 (8) 深夜徘徊
- (9) 沖縄県青少年保護育成条例に反する行為
- (10) 学校の校則違反（装飾品類，入れ墨，染髪，華美な髪型，化粧，マニキュア等）
- (11) その他違法行為等
- 69 身なりについて、高校生らしく華美にならないよう心がけること。
- 70 付近住民等の迷惑となるような行為等は、厳に慎むこと。

IV. 寮運営

【週番】

- 1 寮生は、寮生の日常生活を円滑に進めるため、輪番にて週番に就き、舎監等の指示を受けて次の任務を行うこと。

	任務内容	任務の担当
1	食堂等の清掃	週番全員
2	寮内外の環境整備、美化活動	週番全員
3	各階、ゴミ捨て、消灯前の電気・ガスの確認、談話室等の整理整頓と窓の施錠確認	各階の週番（男女）
4	その他	各階の週番（男女）

【寮生自治】

- 2 全寮生は、本寮の自主的運営のため、以下の委員会のいずれかに所属すること。ただし、寮生集会は全寮生にて構成される。

	寮生会 組織	構成
1	寮生集会	全寮生
2	役員会	役員（寮長、副寮長、階長）必要に応じて委員長、副委員長
3	行事企画委員会	委員長、副委員長、委員（役員以外の寮生）
4	環境美化委員会	委員長、副委員長、委員（役員以外の寮生）
5	広報活動委員会	委員長、副委員長、委員（役員以外の寮生）
6	自転車委員会	委員長、副委員長、委員（役員以外の寮生）

- 3 行事企画委員会に所属している寮生は、寮生活を和やかにするための諸行事（新入生歓迎スポーツ大会、ハロウィンパーティー、クリスマスパーティー等）を企画し、その運営にあたること。
- 4 環境美化委員会に所属している寮生は、月に一度、各階の清掃用具のチェックを行い、舎監等と協力して生活環境の整備を行う。
- 5 広報活動委員会に所属している寮生は、寮生の活動全般を寮生及び保護者等へ周知するため、月に一度、群星通信を作成、発行する。
- 6 自転車委員会に所属している寮生は、自転車登録状況の確認、二重ロック・駐輪状況の確認及び声かけを行う。
- 7 役員会に所属している寮生は、舎監等の指導のもと、次の任務にあたること。
- (1) 寮長は、全寮生を代表し寮生の融和と協調を図り、寮務の自主的運営を総括すること。
- (2) 副寮長は、寮長を補佐し寮生の融和と協調を助け、寮長不在のときはその代行を務めること。
- (3) 階長は、それぞれの階における寮生の融和と協調を行い、寮務の自主的運営を行うこと。
- (4) 委員長は、それぞれの委員会における自主的運営を総括すること。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し委員会における自主的運営を助け、委員長不在のときは、その

代行を務めること。

V 施設・設備・物品等の利用

【舎室】

- 1 舎室の利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) 帰寮した際は事務室より鍵を受け取り、出寮する際には舎室を施錠し事務室に鍵を返却すること。
 - (2) 釘やネジ等で壁や床、天井等に穴を空けたりしないこと。
 - (3) 舎室を出る際には、確実に施錠し、防犯に努めること。
 - (4) 舎室は常に清潔に保ち、整理整頓を心がけ、衛生的な環境作りに努めること。
 - (5) 室内の物品は落ちたり、倒れたりしないように収納し、地震対策に努めること。
 - (6) 火災時における発信器灯の点灯確認のため、舎室ドア上部のスペースに何も置かないこと。
 - (7) 破損の原因になるため、ロッカー・扉・カーテンレール等に衣類や荷物等をかけないこと。
 - (8) 舎室内に生もの等を保管しないこと。
- 2 ベッドの利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) 寝具類は常に清潔に保ち、衛生管理に努めること。
 - (2) 寝具類は定期的に日干しを行うこと。
- 3 学習机の利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) 整理整頓を常に心がけ、望ましい学習環境を維持すること。
 - (2) 舎室を出る際には、引き出しを施錠し、防犯に努めること。
- 4 収納ロッカーの利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) 衣類の収納は季節に合わせて上下のロッカーの中身を入れ替える等、整理整頓に努めること。
 - (2) 舎室を出る際には、ロッカーを施錠し、防犯に努めること。
- 5 その他、以下の点に留意すること。
 - (1) 舎室管理、物品の持ち込み等の安全確認のため、定期的に舎監等が確認を行う。
 - (2) 舎室等の鍵を紛失しないよう、大切に扱うこと。
 - (3) 舎室を出る際には、舎室の電灯やエアコン等を消灯し、節電に努めること。
 - (4) カーテンは防火性が高く、遮光性のあるものを付けること。
 - (5) 閉門時刻(21:00)以降にベランダの外に顔等を出さないこと。
 - (6) ベランダの外に出る等の危険な行為をしないこと。
 - (7) 隣のベランダをのぞかないこと、また行き来もしないこと。
 - (8) 台風対策等のため、ベランダには不必要なものを置かないこと。

【食堂・学習室・1階談話室】

- 6 食器類の利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) 食器類は大切に扱い、汚損・破損をしないよう注意すること。
 - (2) 舎監等の許可無く食器類を食堂から持ち出さないこと。
- 7 食堂の冷蔵庫に個人の飲食物等を保管しないこと。
- 8 電子レンジの利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) アルミホイルや金属類、ペットボトル等を電子レンジ内に入れないこと。
 - (2) 利用する際には必ずラップ等を使用し、レンジ内を汚さないようにすること。
- 9 設置パソコンの利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) 設置パソコンは起動する毎に保存データが消去されるため、作成したデータ等は必ずUSB等に保存すること。
 - (2) パソコンを利用する際には、独占しないように気を配ること。
 - (3) 公序良俗に反するサイト等の閲覧は禁止する。
 - (4) 舎監等の許可無く、プログラムファイル等のインストール及び削除、移動等は禁止する。
 - (5) 舎監等の許可無く、パソコンの設定等の変更は禁止する。

- (6) 設置パソコンを食堂・学習室外へ移動させることは禁止する。
- (7) パソコンが設置されているテーブルには飲食物を置かないこと、また使用中は飲食を行わないこと。
- (8) 学習時間中の使用を希望する際には、必ず舎監等の許可を得ること。
- 10 ロッカーの利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) 学習用具、カップ麺等保存食品等の保管に活用し、生もの等を保管しないこと。
 - (2) 使用後は確実に施錠し、防犯に努めること。
- 11 その他、以下の点に留意すること。
 - (1) 学習時間中のテレビの使用は禁止する。
 - (2) 23：00以降は、学習室・食堂、及び1階談話室の窓は施錠すること。

【各階談話室】

- 12 テレビの利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) 学習時間中及び就寝後のテレビの使用を禁止する。
 - (2) 音量は適正に保ち、舎室にいる他の寮生に迷惑をかけないように気を配ること。
 - (3) 利用者がいない場合には電源を切り、節電に努めること。
 - (4) テレビへの映像出力デバイス（インターネットコンテンツ利用目的）等機器の接続を禁止する。
- 13 冷蔵庫の利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) 過度に温度を下げないこと。
 - (2) 冷蔵庫に飲食物等を保管する場合は、自分の名前を書いておくこと。
 - (3) 自分のもの以外の無断飲食は厳に禁止する。
 - (4) 長期に渡って飲食物等を保管しないこと。
- 14 掃除機の利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) 掃除機の使用後は集めたゴミを捨て、所定の場所に返却すること。
 - (2) 水気のある場所で使用しないこと。水分を吸引しないこと。
- 15 その他、以下の点を留意すること。
 - (1) 談話室の利用は22：50までとする。
 - (2) 談話室はこまめに清掃し、常に清潔な状態、整頓された状態を保っておくこと。
 - (3) 騒ぐ・暴れる等、他の寮生や付近住民等に迷惑をかけるようなことは厳に慎むこと。
 - (4) 警備上の理由から、談話室前の窓は23：00までには施錠し、6：00までは開けないこと。

【洗面所】

- 16 ドライヤーの利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) ドライヤーを利用する際には、感電には十分に注意し、手が濡れた状態で使用しないこと。
 - (2) 使用後は、必ずコンセントを抜き、所定の位置に戻して、舎室へ持ち込まないこと。
- 17 その他、以下の点を留意すること。
 - (1) 洗面用具等は各自で準備し、使用後は洗面所に放置しないこと。
 - (2) 染髪は固く禁止する。
 - (3) 髪の毛を切ることを禁止する。
 - (4) 髪の毛を流さないこと。
 - (5) 水の無駄使いは慎むこと。

【トイレ】

- 18 便器等の利用に関して以下の点に留意すること。
 - (1) 便器は大切に扱い、ふたの開閉は雑に行わないこと。
 - (2) 汚したり、詰まらせたり場合は基本的に各自で対応すること。
- 19 その他、以下の点を留意すること。
 - (1) トイレトペーパーは大切に扱い、無駄使いは慎むこと。
 - (2) トイレトペーパーが残り少なくなってきたら、補充すること。補充の在庫が無い場合には、舎監等に報告すること。

- (3) その他の備品・消耗品等についても気付いた人が補充、もしくは舎監等に報告すること。

【洗濯室】

- 20 洗濯機・乾燥機の利用に関して以下の点に留意すること。
- (1) 稼働中はふたにロックがかかるため、開ける際は一時停止して開けること。
 - (2) フィルター内にたまったゴミ（糸くず等）はこまめに確認し、捨てること。
 - (3) 使用後は、換気のためにふたを開けておくこと。
- 21 その他、以下の点を留意すること。
- (1) 洗剤等は各自で準備し、洗濯室に放置しないこと。
 - (2) 洗濯機・乾燥機を使用した際は、衣類を放置せず終わり次第洗濯カゴに取り出すこと。
また、一度に洗濯する量は適度な量とすること。

【脱衣所・シャワー室】

- 22 脱衣所・シャワー室の利用に関して以下の点に留意すること。
- (1) 脱衣所が濡れた場合は、雑巾で拭き取ること。
 - (2) シャワー器具は大切に扱うこと。
 - (3) 使用後は、シャワー室の扉は開けて換気を行い、脱衣所の足ふきマットは扉にかけて乾かすこと。
- 23 その他、以下の点を留意すること。
- (1) 使用後は、シャワー室の室内灯とボイラーの電源を切ること。
 - (2) 石けん類、シャンプー類は各自で準備し、脱衣所・シャワー室に放置しないこと。
 - (3) 染髪は固く禁止する。
 - (4) 水の無駄使いは慎むこと。

【交流室】

- 24 交流室の利用を希望する寮生は、その旨を舎監等に伝え、許可を得ること。
- 25 設備・機器等の取り扱いについては細心の注意を払い、大切に使用すること。
- 26 交流室内の設備等は無断で外に持ち出さないこと。
- 27 利用後は原状を回復させ、清掃も入念に行うこと。

【その他】

- 28 私物はきちんと整理し、寮室・靴箱・食堂のロッカー以外には一切置かないこと。
- 29 アイロンの使用に関して以下の点に留意すること。
- (1) アイロンは事務室から借用して談話室で使用し、寮室には持ち込まないこと。また、使用後は速やかに返却し、又貸しは行わないこと。
 - (2) アイロンの使用には細心の注意を払い、使用中は場所を離れないこと。
- 30 図書の利用に関して以下の点に留意すること。
- (1) 1階に設置している図書は、大切に扱い、汚損・破損・紛失をした場合は舎監等に申し出ること。
 - (2) 図書を持ち出す際は、「図書貸出記録簿」に記入し、2週間以内に返却すること。
- 31 清掃器具等の利用に関して以下の点に留意すること。
- (1) 清掃器具は所定の場所から取り、使用後は元の場所に戻すこと。
 - (2) 経年劣化等で使用に支障をきたすようになった場合、舎監等に申し出て替えてもらうこと。
- 32 備品を使用する場合は、舎監に申し出て使用し、みだりに所定の場所から持ち出さないこと。
- 33 施設、設備、物品等は丁寧に扱い、故意に傷つけたり、落書きしたりしないこと。もし、故意・過失を問わず汚損・破損・紛失等をした場合には、直ちに舎監等に申し出ること。その際には、弁償もあり得る。
- 34 寮内でのガムテープの使用を固く禁止する。掲示物等を貼る際には、舎監等に相談すること。
- 35 舎室等の鍵を複製しないこと。また、舎室等の鍵を貸し借りしないこと。
- 36 寮内及び建物周辺道路において、ボール等で遊ばないこと。

VI その他

【健康管理・保健衛生管理】

- 1 寮生は健康の維持・増進に向けて、次のことを行うこと。
 - (1) 食後にはしっかりと歯磨きを行うこと。
 - (2) 睡眠の確保に努め、夜更かしをしないように努めること。
 - (3) 手洗い、うがいに努めること。
- 2 寮生は保健衛生の維持・向上に向けて、次のことを行うこと。
 - (1) 舎室の窓を開け、空気の入れ換えを行うこと。
 - (2) 舎室の埃が溜まらないよう、日々清掃を行うこと。
 - (3) 定期的に寝具を干すこと。

【台風】

- 3 台風接近が予想される場合は、昼食用の食料を各自事前に購入し、接近時に外出することがないように準備を行うこと。
- 4 台風接近が予想される場合は、風に飛ばされる恐れのあるものや、排水溝を詰まらせる恐れのあるものは舎室内に片づけ、雨戸をロックし戸締まりを厳重に行うこと。また、窓枠に新聞紙を敷き詰め、舎室内への雨水の浸入を防ぐこと。
- 5 暴風警報が発令された場合、外出している寮生は速やかに帰寮し、警報が解除されるまで外出しないこと。また、速やかに帰寮することが不可能な場合には、速やかに舎監等に連絡し、その指示を受けること。
- 6 停電に備え、携帯電話・スマホの充電をしておくこと。

【自然災害（地震・津波・火災）への対応】

- 7 避難の際には、舎監等の指示に従い、落ち着いて冷静に行動すること。
- 8 避難する際には、舎室のドアを開けたまま、可能であれば携帯電話・スマホを持って移動する。それ以外の荷物は持たずに移動すること。
- 9 安全の確保が取れたら速やかに各階階長で点呼確認を行い、その結果を舎監等に報告すること。

(地震)

- 10 地震発生時には、棚やテレビ、冷蔵庫等の設置物から離れ、安全の確保に努めること。
- 11 揺れがおさまった後は、舎監等の指示に従い、冷静に行動すること。

(津波) (本寮の標高：約 2m, 4 階：約 10m, 屋上：約 13m)

- 12 津波警報・注意報が発令された場合は、決して沿岸部周辺・河川部周辺に近づかないこと。
- 13 避難警報が発令された場合には、舎監等の指示に従い、速やかに高台もしくは高所へ避難すること。

(火災)

- 14 火災が発生した場合は、火災報知器を作動させること。
- 15 火災警報が作動し、火災が確認されたら、舎監等の指示に従い、火災現場から遠い避難経路(外避難階段もしくは内階段)から避難し、速やかに安全の確保を行うこと。

【防犯設備】

- 16 以下のことを厳守すること。【防犯設備(セコム)が作動し、警報が鳴るため。】
 - (1) 緊急避難時以外に外側避難口のドアを開けないこと。
 - (2) 23:00~6:00 にベランダの外に顔等を出したり、各階談話室前の窓を開けたりしないこと。

【寮生交流】

- 17 食事時間・学習時間・自由時間等の中で寮生同士の交流を自ら率先して図ること。
- 18 あいさつや感謝の言葉は自らが率先して行い、習慣とすること。
- 19 上級生は下級生の模範として行動し、舎監等の指示のもと、その指導・支援の任にあたること。また、指導・支援を行うにあたっては、必ず本寮の寮則及び寮生心得に則って行うこと。
- 20 下級生は上級生の模範的行動を見習い、舎監等及び上級生の指導・支援等のもと、望ましい集団生活を送れるよう努めること。